

専決第 13 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 16 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | | |
|---|-------|---|------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和元年 6 月 29 日午前 8 時 20 分頃、町道大井川西土佐線の井崎地区で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償額 | 135,540 円 | | |